

施策マネジメントシート(令和3年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 4 年 10 月 3 日

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	21	廃棄物の抑制とリサイクルの推進
-----------	---	---------	-----	----	-----------------

施策統括部	市民生活部	関係課
施策主管課	環境衛生課	

1 施策の目的と指標

対象	市民、市内事業所	意図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を減らす ・資源としてリサイクルする
----	----------	----	---

成果指標		単位
A	一人当たりの年間廃棄物の量	kg
B	一事業所当たりの排出量	kg
C	一般廃棄物のリサイクル率(事業系を除く)	%
D		

2 指標等の推移

成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	kg	195.2	成り行き値	195.5	195.5	195.5	195.5	△	新型コロナウイルスの影響により、小中学校の休校やステイホームが行われたための一時的に自家での食事の増加したが、社会活動が回復傾向にあるため減少に転じたと考えられます。
			目標値	195.0	194.5	194.0	193.5		
			実績値	204.7	201.8				
B	kg	4,191	成り行き値	4,200	4,200	4,200	4,200	○	目標は達成していますが、増加傾向にあります。これは、新型コロナウイルスの影響により、減少していた飲食店の利用が回復傾向にあると考えられます。
			目標値	4,150	4,125	4,100	4,075		
			実績値	3,722	4,119				
C	%	14.82	成り行き値	14.8	14.7	14.7	14.6	×	新型コロナウイルスの影響で三密を避けることにより、各団体(地区)で資源物回収活動が控えられ、無料回収所へ出す方が増えたためと考えられます。
			目標値	15.0	15.5	16.0	16.5		
			実績値	14.0	12.9				
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○; 目標達成 △; 目標をほぼ達成(-5%) ×; 目標を未達成

事務事業数・コスト		2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数		本数	10	9		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	3,700	3,000	
		都道府県支出金	千円	0	0	
		地方債	千円	0	0	
		その他	千円	62,252	0	
		繰入金	千円	0	68,308	
		一般財源	千円	908,332	574,041	
	事業費計(A)		千円	974,284	645,349	0
(A)のうち指定経費		千円	717,480	412,174		
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	77	97		
人件費	延べ業務時間	時間	4,440	5,030		
	人件費計(B)	千円	17,507	19,667		
トータルコスト(A)+(B)		千円	991,791	665,016	0	

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	人口増に伴い廃棄物の量の増加は見込まれるが、市民の減量化への取り組みの意識が向上しているため、一人当たりの廃棄物の量(年)の成り行き値は、令和5年度の成り行き値を平成30年度水準とほぼ同等の195.5kgに設定しました。目標値は、エコまつりや資源物集団回収及び生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、令和5年度193.5kgに設定しました。
B	一事業所当たりの排出量の成り行き値は、事業所数の増や廃棄物の排出量を考慮して、令和5年度の成り行き値を4,200kgに設定しました。目標値は、廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源化の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、令和5年度の目標値を4,075kgに設定しました。
C	一人当たりのリサイクルした資源の率は、再生資源集団回収団体の回収量と環境美化センターへの資源物回収量の合計が廃棄物の総量に占める割合で出しました。再生資源集団回収団体の回収量の減少に伴い、令和5年の成り行き値を14.6%に設定しました。目標値は、市民に対して積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考え、令和5年度の目標値を16.5%に設定しました。

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

・循環型社会の構築を図り、ごみ減量に向けた資源リサイクルを促進します。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、マイバッグ等を利用し、レジ袋の削減に協力します。
- ・市民、事業所は、3R(リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:ごみの再生利用)及びリフューズ(拒否)などを実行し、廃棄物の発生を抑制します。
- ・市民、事業所は、ごみの分別をさらに徹底し、併せてごみの減量化を促進します。
- ・市民、事業所は、ごみ出しルールを遵守します。
- ・市民、地域、団体は、資源物のリサイクルに協力します。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、ごみ減量のためにごみの量の「見える化」を行い、市民に啓発します。
- ・市は、ごみ出しルールやごみ減量方法等の周知・啓発を行います。
- ・市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理(資源のリサイクル等)を行います。
- ・市は、マイバッグ等の利用を促します。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・人口増加や事業所等の増に伴いごみ量は増加しています。
- ・ごみ出しのマナーが守られていないことがあります。
- ・資源物回収団体活動回数及び回収量が減少傾向にあります。
- ・ポイ捨て、不法投棄が依然として無くなりません。
- ・菊池環境保全組合新環境工場が稼働しました。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・効果的な取り組み事例を収集し、市民・事業者全体に広めること。
- ・増加する使用済み紙おむつについて、リサイクルの推進を検討すること。
- ・ゴミ袋料金改定について、関係市町との協議を継続すること。
- ・回収団体へのインセンティブを高めるなどリサイクル意欲の向上の取り組みを検討すること。

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・ごみ減量化、資源化への啓発を強化し意識向上を図ること。
- ・ごみ分別や出し方(マナー)の向上を図ること。
- ・新環境工場を活用した学習などにより分別方法の徹底や意識向上を図ること。

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和3年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

- ①「「ごみの見える化」により得た数量を前年度と比較し情報の発信を行うと共に3キリ運動等の啓発を行い、ごみの減量化に努めます。」につきましては、ホームページに各小学校区単位でのごみ量を掲載し、ごみ減量の取り組みを依頼しました。
- ②「資源物回収団体に対しては、資源物回収ボックスを活用することによる利便性を説明し活動の範囲を広げていただくよう促します。」につきましては、行政区の区長等に活動団体を作るよう依頼し、団体には活動の促進を依頼しました。
- ③「新環境工場の稼働に合わせ市民のごみ出しルールの理解を深めます。また、ごみ減量やリサイクルを進めるために、環境美化推進員と連携し周知に努めます。」につきましては、令和3年度からごみの分別が変更になったことについて冊子「ごみの分け方・出し方」を全戸配布し周知しました。
- ④「各事業所に対しては、ごみ減量を進めると共に違反ごみを無くすことや分別の徹底を周知します。」につきましては、「事業者用ごみの分け方・出し方手引き」を収集許可業者を通して配布し、ごみの分別の徹底、減量を依頼しました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和3年度施策の成果を向上させるために貢献した事業として、生ごみ処理機器設置補助事業、再生資源集団回収助成事業、合志市エコまつり運営事務事業があげられました。

②施策の課題(令和3年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・ごみ量の増加に伴い、処理費用など市の負担が増えており、さらなるごみ減量対策が必要です。
- ・適正処理処理困難物の更なる周知徹底が必要です。
- ・資源物回収団体を増やすためのより一層の取り組みが必要です。
- ・不法投棄を防止するため、看板設置やパトロールの更なる強化が必要です。
- ・ごみ出しのルールへの周知徹底が必要です。

5 施策の令和3年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和4年7月22日)

- ・ごみ減量化については、市民への更なる啓発に努めること。
- ・再生資源集団回収補助金について周知に努め積極的に推進すること。
- ・組合構成自治体とごみ袋料金改定について検討を進めること。
- ・事業所へのごみ減量に向けた啓発を行うこと。
- ・不法投棄防止の取り組みを推進すること。
- ・ごみ減量の周知について、多様な言語に対応できるようにすること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和4年8月4日、8月10日、8月22日のまとめ)

- ・ごみ減量化、資源化への啓発を強化し意識向上を図ること
- ・新環境工場を活用した学習などにより分別方法の徹底や意識向上を図ること

③議会の行政評価における指摘事項(令和4年9月6日)

- ・ゴミ出しルールの周知徹底とともに、食品ロスや3Rについての啓発に務めること。
- ・集団回収団体を増やすための取り組みを引き続き進めること。
- ・自治会や自主グループで新環境工場の見学を行うなど、市民のリサイクル意識の向上に取り組むこと。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和5年度合志市経営方針(令和4年10月3日)

- ①市民や事業所に対し、ごみ減量化と違反ごみ撲滅の周知・啓発を行います。
- ②資源物回収団体に対しては、市のごみ処分費削減に直結していることを周知し、集団回収の活動を広げていただくよう促します。
- ③環境美化推進員と連携し、市民のごみ出しルールへの理解を深め、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。
- ④菊池広域連合構成市町において、ごみ袋の料金改定の協議を引き続き行います。